

交 規 第 1 5 7 号  
令 和 2 年 6 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

#### イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて

地域活性化等を目的とするイベント等に伴う道路使用許可の取扱いに当たっては、交通部長通達「交通規制課関係窓口業務事務処理要領の一部改正について」（平成30年5月9日付け交規第111号）に基づき、実施主体と警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化のための適切な取扱いについて指示しているところであるが、当該道路使用許可の取扱いに当たっての基本的な考え方及びイベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達に伴い、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成16年4月9日付け青警本交規第337号）については廃止する。

#### 記

##### 1 イベント等の定義

この通達において「イベント等」とは、地方公共団体等が関与して行われる地域活性化等を目的とするイベント（オープンカフェの設置を含む。）、映画ロケーション等をいうものとする。

##### 2 イベント等に伴う道路使用許可についての基本的な考え方

道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項第4号の規定に基づく都道府県公安委員会規則において、道路使用許可を受けなければならない行為として、道路においてイベント等を実施することが規定され、本県においても青森県道路交通規則（平成10年公安委員会規則第7号）第23条第1項第各号において、道路においてイベント等を行おうとする者は、警察署長の道路使用許可を受けなければならない旨規定されているところである。

この場合において、地域住民や道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、オープンカフェ等の経済活動も含め、地域の活性化に資するという社会的な意義を有する場合があることから、イベント等に伴う道路使用許可については、その手続が円滑に行われるよう配慮すること。

また、イベント等に伴う道路使用許可の可否の判断は、警察署長が道路交通法第77条第2項に基づいて個別具体的に行うこととなるが、同項第3号に該当するものとして、交通への影響度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、そのイベント等の開催目的とともに、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路

利用者等の合意形成の度合いを見定める必要があることに留意すること。

### 3 イベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置

#### (1) 事前相談への適切な対応

イベント等に伴う道路使用許可手続が円滑に行われるためには、イベント等の実施主体から警察に対して十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましいことから、イベント等の実施主体にその旨を周知するとともに、イベント等の実施主体から事前相談がなされた場合は、交通管理の観点から適切な助言、情報提供等を行うこと。

#### (2) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

ア イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、イベント等の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、警察は、イベント等の実施主体に対して、必要な助言、情報提供等を行うことにより合意形成の円滑化に協力すること。

イ 地域住民、道路利用者等との合意形成の円滑化を図るために果たす地方公共団体の役割を踏まえ、必要な助言、情報提供等を行うなどして、合意形成の円滑化に向けた地方公共団体の取組みとの連携に努めること。

ウ 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため必要があると認められるときは、合意形成の状況、合意形成のために必要な措置等について検討を行うため、イベント等の実施主体に対して、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場の設置を求めること。

なお、新しい協議の場を設置する代わりに、警察署協議会等の既存の枠組みを活用することとしても差し支えない。

エ 協議の場には、次の者が参画することが望ましい。

(ア) イベント等の実施主体

(イ) 地方公共団体の職員

(ウ) 地域住民や地元商店街の代表

(エ) 地元商工会議所やTMO (Town Management Organization) の代表

(オ) 地元運送事業者(バス、タクシー事業者等)の代表

(カ) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための活動を行っている  
と認められるフィルムコミッション等の代表

(キ) その他協議の場への参画を得る必要のある者

なお、イベント等の規模によっては、パブリックコメント等の手法を用いて当該道路を利用する当該地域外の道路利用者の意見を協議の場に反映させる措置に配慮することが望ましい。

オ 警察は、例えばオブザーバーとして協議の場に参加するなどして、イベント等が実施される場所の道路交通の状況、交通規制の実施状況、類似のイベント等の実施による周辺交通への影響や地域住民、道路利用者等から寄せられた苦情の有無等について必要な情報を提供するとともに、より交通への影響を少なくするためのイベ

ント等の実施方法等について 適切な助言を行うこと。

また、道路占用許可の主体である道路管理者に対しても、例えばオブザーバーとして協議の場への参加を求めるなどして、道路管理者との連携を図ること。

カ イベント等の実施主体が行う協議の場の運営に対して、必要な協力を行うこと。

キ 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための活動を行っていると思われるフィルムコミッション等に対しては、適切な情報提供等を行うことにより、その活動を支援すること。

ク イベント等の実施に伴い地域住民、道路利用者等から警察に対して要望、意見、苦情が寄せられた場合は、可能な範囲でこれを集約し、イベント等の実施主体に提供すること。

担当 交通規制課規制第二係